

海外渡航前新型コロナウイルス感染症の PCR 検査 注意事項

【申込】

- 無症状で小学生以上の海外渡航者に限ります。
- 完全予約制で1日に実施できるPCR検査件数には限りがあります。日程に余裕をもってご予約ください。
- 海外渡航先当局により提出が求められている項目（検査内容や所定書式の有無等）や条件（検査から申請までの期間、証明書の有効期限等）については、必ずご自身で外務省のウェブサイトや当該国の在日大使館等にご確認のうえお申込み下さい。
- 求められる証明書の内容によって、対応の可否を判断する必要があります。予約時に求められる書式、内容、条件等についてお知らせ下さい。

【受付】

- 必ずマスクを着用してご来院ください。
- ご予約時間から5分経ってもお越しにならない場合は、当院からご連絡差し上げます。状況によっては対応しかねる場合があります、日付の変更をお願いすることがございますので予めご了承ください。
- 証明書にローマ字氏名やパスポート番号を記載するため「パスポート原本」か「顔写真のページのコピー」を忘れずにご持参ください。
- 検査当日の間診票の内容により、既に感染を疑うような症状、感染者との接触などのハイリスクの条件がある場合は検査をお断りする場合があります。
- 検査料金は当日の受付時にお支払い頂きます。検査終了後一旦ご帰宅して頂きます。

【検査】

- 症状がなくても陽性と判定される可能性があります。
- ごく希に再検査となることがあります。その場合、再度検体採取をさせていただくことがあり、証明書発行が翌日になります。
- 陽性と判定された場合、感染症法の手続きに準じて届出等が必要になります。以後は感染者として保健所の指示に従うこととなります。海外渡航はできません。
- 結果が陽性であった場合、海外渡航は中止となりますが、中止に伴う旅費、飛行機のキャンセル代など一切の損害に関して当院では責任を負いかねますのでご了承ください。

【証明書】

- 原則、証明書を検査当日にお渡ししますが、検体採取終了後から証明書発行までに時間を要します。（検査終了後3時間後）
- 土曜日で予約をされた場合は証明書の発行が翌稼働日となります。
- 当院が発行する証明書は新型コロナウイルス感染症のPCR検査陰性証明書（英文）となります。
- 証明書は原則、対面でのお受け渡しとなります。ご本人がお越し下さい。
- 入国時や入国後の対応は渡航国の方針に従う事となります。PCR検査の証明書は入国を保証するもの、入国後の活動制限をなくす保証があるわけではありません。
- 万が一、入国審査時に入国拒否された場合でも、当院ではいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務も一切負わないものとします。